



## 石狩空知国有林の地域別の森林計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から森林法第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき、変更する。

- 1 保安林を解除する必要性が生じたこと及び新たに保安林を指定する必要性が生じたことから、保安林整備及び治山事業にかかる計画を変更する。

なお、本変更計画は、令和8年4月1日から適用する。

### 【変更項目】

- 1 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更・追加箇所である。

【現行計画】

Ⅱ 計画事項  
第5 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画  
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定 ／ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区域				
解除	水源 かん養	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	防風	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	保健	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

【変更計画】

Ⅱ 計画事項  
第5 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画  
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定 ／ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区域				
解除	水源 かん養	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		三笠市	147	0.01	0.01	ダム用地に供するため	
	水源かん養計			3.68	3.68		
	防風	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	防風計			1.08	1.08		
	保健	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
保健計			1.00	1.00			
計				5.76	5.76		
指定	水源 かん養	芦別市	3403	1.47	1.47	水源の涵養	
		夕張市	1012 1013 1014 1017	18.00	18.00	水源の涵養	
	水源かん養計			19.47	19.47		
計				25.23	25.23		